

## スポーツ指導者海外研修事業実施細則

1. 本会へ提出する書類は次の通りとする。

提出を要する書類	様式	提出時期
<加盟団体>		
海外研修員候補者推薦書	第1号様式-(1)	別途指示
" 推薦に関する承諾書	" -(2)	"
" 調書	" -(3)	"
<海外研修員>		
誓約書	第2号様式	研修員決定後
家族調書		"
研修計画書	第3号様式	"
送金依頼書		"
出発届	第4号様式-(1)	出発1ヶ月前
帰国届	" -(2)	帰国後1週間以内
研修状況報告書	第5号様式	研修期間中3ヶ月毎
研修報告書		帰国後1ヶ月以内

2. 海外研修員に支給する経費は次の通りとする。

- ① 渡航費 日本ー派遣地 往復航空運賃(エコノミー料金実費)
- ② 国内旅費
  - (a) 空港施設利用料(実費)
  - (b) 交通費(自宅最寄駅ー出国する空港) (実費)
- ③ 支度料 77,000円 (査証取得料含)
- ④ 滞在費 滞在費(日当、宿泊費の合計)は、国家公務員等の旅費に関する法律第7条及び第35条の8級以下4級以上を適用し、下記の通り支給する。(金額は1日あたり)

(単位:円)

法律に基づく	区 分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
	日 当	6,200	5,200	4,200	3,800
滞在費	宿 泊 費	19,300	16,100	12,900	11,600
	計	25,500	21,300	17,100	15,400
日本出発・到着日(機中旅行日)		3,800	3,800	3,800	3,800
現地到着日		19,300	16,100	12,900	11,600
現地到着 2日目から30日間		25,500	21,300	17,100	15,400
" 32日目から30日間		22,950	19,170	15,390	13,860
" 62日目から現地出発の 前日まで		20,400	17,040	13,680	12,320
現地出発日		6,200	5,200	4,200	3,800

- ※ 1) 指定都市とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジュッダ、クウェート、リアド、アビジヤンとする。
- 2) 甲地方とは、北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く)、ヨーロッパ大陸(旧ソ連を含み、トルコを除く)等とする。
- 3) 丙地方とは、アジア大陸(日本を除く)、メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、オーストラリア大陸、ニュージーランド等とする。
- 4) 乙地方とは、指定都市、甲・丙地方以外の地域(日本を除く)とする。
- 5) 前項の各地方の詳細については上記法律参照。
- 6) 研修日数は、日本を出発した日から研修を終え帰国する日(日本の日付にて計算)までの総日数が、短期365日、長期730日以下であること。

- ⑤ その他 海外研修が、2ないし3会計年度にわたるとき、その経費は、2ないし3回に分割して支払うものとする。

3. 海外研修員の補償のため下記内容の保険に加入する。

補償内容	保 険 金 額
傷害による死亡・後遺障害	5,000万円
" 治療費	300万円
疾病による死亡	1,000万円
" 治療費	300万円
賠償責任保険	5,000万円